

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年12月6日

杉並区長 田 中 良

杉並区条例第19号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

別表第2の2の項中「子どものための教育・保育給付」の次に「若しくは子育てのための施設等利用給付」を、「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表の4の項を次のように改める。

4 区長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
------	--	-------------------------

別表第2の5の項中

5 区長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係

情報であって規則で定めるもの

を
「

5 区長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に改め、同表の24の項を次のように改める。

24 区長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	-------------------------

別表第2の34の項を次のように改める。

--	--	--

34 区長	介護サービス利用者負担額の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法による保険給付の支給及び地域支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。